

報告第19号

専決処分「津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）の請負契約金額の
変更」の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月21日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成30年12月13日

南風原町長 赤 嶺 正 之

1 専決処分事項

津嘉山第6雨水幹線工事(30-1)の請負契約金額の変更について

(1) 変更事項

変更前契約額 84,942,000円

増減金額 540,000円

変更後契約額 85,482,000円

(2) 契約の相手

住 所	沖縄県那覇市小禄五丁目16番地4 303号
商 号	有限会社 新長堂土木
氏 名	代表取締役 高良 正哉

2. 変更した理由

土留工の工法変更に伴う関係数量の変更及び津嘉山地区雨水管布設工の追加による変更。